令和6年9月13日制定

(趣旨)

第1条 保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業における 三歳未満児クラスへの保育士の加配を支援することにより、睡眠や食事中な どの保育中の事故を防止するとともに、保育士の業務負担の軽減や保育の質 の向上を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象となる者は、防府市内において保育所、認定こども 園を設置運営する者又は小規模保育事業、事業所内保育事業を行う 者とする。

(対象事業)

第3条 「こどもまんなか保育体制強化事業実施要綱」(令和6年8 月 15 日付け令6こども政策第 487 号山口県健康福祉部こども・子 育て応援局長通知。)の別添1に定める「保育士独自加配事業」に 基づき行う事業とする。

(交付額の算定方法)

- 第4条 補助金の額は、予算の範囲内で別表に定める基準額と対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除して得た額を比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額(千円未満切捨て)とする。 (補助金の交付申請)
- 第5条 事業を実施し補助金の交付を受けようとする者(以下、「事業実施者」という。)は、防府市三歳未満児保育体制強化事業費補助金交付申請書(第1号様式)に添付書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。
- 2 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは防府市三歳未満児保育体制強化事業費補助金交付決定通知書(第2号様式)によりその旨を事業実施者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第6条 事業実施者は、事業を完了したときは、防府市三歳未満児保 育体制強化事業費補助金実績報告書(第3号様式)に、添付書類を 添えて市長が定める日までに提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、防府市三歳未満児保育体制強化事業費補助金確定通知書(第4号様式)により、その旨を事業実施者に通知するものとする。

(補助金の請求)

- 第7条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた事業実施者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書(第5号様式)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、30日以内 に補助金を当該事業実施者に支払うものとする。

(補助金に係る消費税仕入控除税額の報告)

第8条 事業実施者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の 申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、消費 税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第6号様式)により 速やかに市長に報告しなければならない。また、補助金に係る仕入 控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市長 に返納しなければならない。

(関係書類の整備)

第9条 補助金の交付を受けた事業実施者は、事業の実施状況及び当該事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、補助金の交付の決定のあった年度の終了後5年間保存しなければならない。

(報告及び検査)

第 10 条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受け た事業実施者に対して報告を求め、若しくは当該補助金の使用につ いて、必要な指示をし、又は関係職員に帳簿その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問することができる。

(補助金の交付の決定の取消し等)

- 第 11 条 市長は、補助金の交付を受けた事業実施者が次のいずれかに該当するときは、当該補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 虚偽の申請その他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 県から交付決定の取り消しがなされたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合 において、すでに補助金が交付されているときは、当該事業実施者 に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に 定める。

附則

この要綱は、令和6年9月13日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表 (第4条関係)

		対象経費	補助率
1.		事業を実施要に 報酬、 新、 質金、 類、 質金、	34
	設の場合 1か所あたり年額 3,000,000円 (月額上限 250,000円)	済費、役務費等	
3.	利用定員が 71 人以上 110 人以下の施設の場合 1 か所あたり年額 4,210,000円 (月額上限 351,000円)		
4.	利用定員が 111 人以上 150 人以下の施設の場合 1 か所あたり年額 5,400,000 円 (月額上限 450,000円)		10/10
5.	利用定員が 151 人以上の施設の場合 1 か所あたり年額 6,500,000 円 (月額上限 542,000円)		
生じ 12 月	業実施月数(1月に満たない端数がたときは、これを1月とする。)が 目に満たない場合には月額上限額に事 施月数を乗じた額とする。		

年 月 日

(宛先) 防府市長

所 在 地 名 代表者名 施 設 名

年度防府市三歳未満児保育体制強化事業費補助金交付申請書

防府市三歳未満児保育体制強化事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 実施計画書(別紙1)
 - (2) 加配する保育士の保育資格証の写し

(年号) 年度実施計画

~保育士が子ども主体の保育業務にさらに注力できる体制づくりに向けて~

年 月 日

住 所代表者名

1 施設等基本情報

施設名		利用定員	人	入所児童数	人
施設種別	保育所 ・ 認定こども園 ・ 幼稚園 ・ 地域子育て支援拠点・放課後児童クラフ	小規模保育	事業・事	事業所内保育事業	

2 補助金事業

補助金事業 (活用がある場合は【○】を記載してください)								
①保育士独自加配		②子育	てサポータ- 】	- 3健	康支援体制強化 【 】		④医療的ケア児 【 】	
①の活用がある場合 (活用を開始する月初日時点)								
入所 児童数	4・5 歳児	人	3歳児	人	1・2 歳児	人	0 歳児	人
年齢別 必要 保育士※	4・5 歳児 (1/25)	人	3歳児 (1/15)	人	1・2 歳児 (1/6)	人	0歳児 (1/3)	人
年齢別必要保育士総数			人	配置保育士数 (常勤換算)			人	
誓約 新たな加配が困難な場合でも、補助金は処遇改善など全て賃金関係経費に充当します。								

[※] 年齢別に小数点第1位(小数点第2位以下切り捨て)まで記載してください。

3 実施計画(アクションプラン)

2-①~③の実施により、保育士の業務負担が軽減される内容		
職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組(2-①~④の実施による軽減策を除く)		

指令防子第 号

年 月 日

様

防府市長

年度防府市三歳未満児保育体制強化事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度防府市三歳未満児保育体制強化事業費補助金について、下記のとおり決定しましたので、防府市三歳未満児保育体制強化事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

- 1 施設の名称
- 2 補助金交付決定額 金

円

年 月 日

(宛先) 防府市長

所 在 地 名 代表者名 施 設

年度防府市三歳未満児保育体制強化事業費補助金実績報告書

防府市三歳未満児保育体制強化事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、事業の実績を報告します。

記

- 1 精 算 額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 対象経費のわかる資料(賃金台帳等)

 防子第
 号

 年
 月

 日

様

防府市長

年度防府市三歳未満児保育体制強化事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のありました 年度防府市三歳未満児保育体制強化事業費補助金について、防府市三歳未満児保育体制強化事業費補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の額を確定したので、通知します。

記

- 1 施設の名称
- 2 補助金確定額 金

円

請求書

内訳 年度防府市三歳未満児保育体制強化事業費補助金として

上記のとおり請求します。

年 月 日

(宛先) 防府市長

所在地 法人名 代表者名 施設名

振込先

金融機関名	銀 行 信用金庫 農業協同組合	本店・支店 本店・支店 本店・支所
口座番号	普通 • 当座 NO.	
フリガナ 口座名義		

年 月 日

(宛先) 防府市長

所在地 名 代表者名 施 設 名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け指令防子第 号により交付の決定を受けた 年度防府市三歳未満児保育体制強化事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

1 防府市三歳未満児保育体制強化事業費補助金による確定額

金

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税 額

金

3 添付書類